

平成22年7月27日

平成22年（2010年）梅雨前線による大雨等による
被害に係る地方交付税（9月定例交付分）の繰上げ交付

1 平成22年（2010年）梅雨前線による大雨等により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付します。

2 繰上げ交付対象団体（災害救助法適用団体）

広島県 呉市、庄原市、世羅町

山口県 山陽小野田市

3 繰上げ交付額

| | | | |
|-----|--------|-----------|---------------|
| 広島県 | 呉市 | 1, 515百万円 | （9月定例交付額の30%） |
| 〃 | 庄原市 | 1, 025百万円 | 〃 |
| 〃 | 世羅町 | 375百万円 | 〃 |
| 山口県 | 山陽小野田市 | 280百万円 | 〃 |
| | 合計 | 3, 195百万円 | |

4 スケジュール

平成22年7月27日（火）交付決定

平成22年7月28日（水）現金交付

自治財政局財政課 篠原、山本
TEL 03-5253-5111（代表）
TEL 03-5253-5612（直通）
FAX 03-5253-5615